

事務連絡  
令和6年12月5日

各都道府県教育委員会免許事務主管課  
教職課程を置く各国公私立大学担当課 御中  
各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課教員免許・研修企画室

## 学力に関する証明書の様式例等の一部改訂等について（周知）

平素より円滑な教員免許事務の実施に御尽力くださりありがとうございます。

この度、文部科学省ホームページに掲載している学力に関する証明書の様式例、記載例（以下「様式例等」という。）の一部を改訂等いたしましたので、下記のとおり周知します。

### 記

#### 1. 改訂概要

##### （1）改訂内容及び趣旨

- ① 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）を受けた改訂

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）により、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」）が創設され、教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）における単位の修得方法に関する特例制度が設けられたことから、様式例等に「指定大学が加える科目」の単位の修得した場合の記入欄の新設等を行うもの。

- ② 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）を受けた改訂

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「令和5年改正省令」という。）により、「教科に関する専門的事項」に関する科目の一部が統合又は廃止等されたことに伴い、様式例等に記載している科目名の修正及び令和5年改正省令による改正前の施行規則に規定する「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位を修得した場合における記入方法の明記等を行うもの。

- ③ 「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」（令和6年4月4日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）による施行規則の解釈変更を受けた改訂

「教科に関する専門的事項に関する科目」について、事項としては一つであるが、その中に複数の別個の事項が含まれる科目（例：中学校社会「日本史・世界史」）（以下、こうした事項全体を「複合事項」、当該複合事項に含まれる別個の事項を「含有事項」という。）に関して、含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合における一般的包括的内容に関する取扱いを変更したことに伴い、様式例等における記入方法の明記等を行うもの。

- ④ そのほか形式的な修正等

## （2） 改訂箇所

- ① 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状の「大学が独自に設定する科目」欄に「指定大学が加える科目」の単位を修得した場合に記入する欄を設けるとともに、専修免許状及び一種免許状の「大学が独自に設定する科目」欄について「指定大学が加える科目」を修得した場合の記入方法等を明確化したこと。
- ② 特別支援学校教諭の専修免許状及び一種免許状の「特別支援教育に関する科目」欄に、「指定大学が加える科目」の単位を修得した場合に記入する欄を設け、記入方法等を明確化したこと。
- ③ 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状の「大学が独自に設定する科目」欄に、「大学が加えるこれらに準ずる科目」の単位を修得した場合に記入する欄を設けたこと。
- ④ 「教科に関する専門的事項」に関する科目の名称について、令和5年改正省令による改正後の名称を反映するとともに、改正後の施行規則第4条又は第5条に定められている、免許教科ごとに少なくとも1単位以上修得すべき科目の単位として読み替える場合及び「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位として読み替える場合の記入方法等を明確化したこと。
- ⑤ 含有事項の単位をそれぞれ別の大学等で修得した場合に記入する欄を設け、記入方法等を明確化したこと。

- ⑥ 年月日を記入する箇所において、西暦を記載することも可能であることを明確化したこと。
- ⑦ 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許状、二種免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」欄のうち、複数の事項を合わせた内容に係る科目の単位を修得した際に記入する欄を、「上記複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄と修正したこと。
- ⑧ 「本証明書に関する問い合わせ先」欄において、FAX を記入する欄を削除したこと。
- ⑨ 特別支援学校教諭の一種免許状及び二種免許状の「中心となる領域」欄、「含む領域」欄において、「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」を記入する際の略記を「重複・発達領域」としたこと。
- ⑩ 栄養教諭二種免許状の「基礎資格」欄について、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正により、令和7年4月1日より、栄養士の免許を所有せず管理栄養士の免許のみを所有している場合についても栄養教諭二種免許状を取得する際の基礎資格として認められるようになったことを踏まえ、「受けている免許」欄に「管理栄養士」と記入することも可能であることを明確化したこと。

## 2. 留意事項等

- (1) 学力に関する証明書は、あくまで各大学等の責任の下に発行されるものであるため、証明すべき内容が不足しない範囲において、当省の示す様式例等と異なる様式による証明についても許容されること。
- (2) 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（3文科教第438号文部科学省総合教育政策局長通知）において周知したとおり、指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、施行規則第10条の3を活用する場合は、指定を受けていない大学においては、法令上は「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。

そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが必要であるとともに、編入学等により転出する学生に対してはあらかじめ「指定大学が加える科目」に関する証明書を発行し、編入学等先の大学へ持参させるなどの対応が望ましいこと。

(3) 指定大学から編入学等をする学生の履修指導等に当たっては、当該学生が当該指定大学において修得した「指定大学が加える科目」の履修状況等を踏まえて免許状の取得に当たっての不足単位数などを判別し、適切な履修指導等を行う必要があることから、編入学等先の大学においては、編入学等をする学生が指定大学からの編入学等かどうかを確認するとともに、指定大学からの編入学等である場合には、必要に応じて編入学等をする前の指定大学と連携し、「指定大学が加える科目」の取扱い等について十分に確認した上で履修指導等を行うこと。なお、指定大学及び当該指定大学の連絡先については、文部科学省ホームページに掲載しているため、各大学においてよく確認されたいこと。

(4) 上記1. (2) ④⑤の記入方法については、別添資料も併せて確認されたいこと。

### 3. 参考

- ・ 学力に関する証明書の様式の作成例

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syoumei.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syoumei.htm)

- ・ 教員養成フラッグシップ大学とは

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/mext\\_01646.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/mext_01646.html)

別添資料：令和5年省令改正及び令和6年解釈変更を踏まえた学力に関する証明書の記入方法について

**【本件担当連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許・研修企画室 法規係

Mail : menkyo@mext.go.jp

## 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

### 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日卒業 (〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

### 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

### 3. 単位

#### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	例① 令和5年省令による改正後科目 区分における理科の実験科目を 全て修得した場合
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
うち物理学実験にかかる科目				
うち化学実験にかかる科目				
うち生物学実験にかかる科目				
うち地学実験にかかる科目				
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記複数の事項を合わせた内容に係る科目				
		小計	0	
教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	〇〇〇〇〇〇	〇	注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
		小計	0	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	△△△△△	2	注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
	○	(△△△△△)	(2)	
		小計	2	
教育実践に関する科目 ・教育実習 事前及び事後の指導 教育実習 学校体験活動 ・教職実践演習				
		小計	0	
大学が独自に設定する科目		〇〇〇〇〇〇	〇	注)教育職員免許法施行規則第2条表備考第15号により、指定大学が加える科目の単位を第2欄に○単位、第3欄に○単位、第4欄に○単位充てる。 注)指定大学が加える科目
		小計	0	
		計	2	

・上記の全ての単位を修得した年度	〇〇年度
------------------	------

#### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
		計	0

#### 【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

# 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

## 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日卒業(〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

## 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

## 3. 単位

### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	例② 令和5年省令による改正後科目区分における理科の実験科目を一部(例:物理学・生物学)修得した場合
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験				
うち物理学実験にかかる科目	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
うち化学実験にかかる科目				
うち生物学実験にかかる科目	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
うち地学実験にかかる科目				
小計			0	
教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	〇〇〇〇〇〇	〇	注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
小計			0	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	△△△△△	2	注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
小計			2	
教育実践に関する科目 ・教育実習 事前及び事後の指導 教育実習 学校体験活動 ・教職実践演習				
小計			0	
大学が独自に設定する科目		〇〇〇〇〇〇	〇	注)教育職員免許法施行規則第2条表備考第15号により、指定大学が加える科目の単位を第2欄に○単位、第3欄に○単位、第4欄に○単位充てる。 注)指定大学が加える科目
小計			0	
計			2	

・上記の全ての単位を修得した年度	〇〇年度
------------------	------

### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
計		0	

### 【備考】

・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。  
・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

# 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

## 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日卒業(〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

## 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

## 3. 単位

### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	例③ 令和5年省令による改正前科目区分における理科の実験科目を全て(「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」)修得した場合
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
		〇	〇〇〇〇〇〇	注)「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号)附則第2条第2項(又は第3条第2項)により、同令による改正前の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」、「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の単位を読み替えている。
うち物理学実験にかかる科目				
うち化学実験にかかる科目				
うち生物学実験にかかる科目				
うち地学実験にかかる科目				
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記複数の事項を合わせた内容に係る科目				
			小計	0
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	〇〇〇〇〇〇	〇	注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
			小計	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目				
・道徳の理論及び指導法				注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	2
教育実践に関する科目				
・教育実習				注)教育職員免許法施行規則第2条表備考第15号により、指定大学が加える科目の単位を第2欄に○単位、第3欄に○単位、第4欄に○単位充てる。
事前及び事後の指導				
教育実習				
学校体験活動				
・教職実践演習				
			小計	0
大学が独自に設定する科目				注)指定大学が加える科目
		〇〇〇〇〇〇	〇	
			小計	0
			計	2

・上記の全ての単位を修得した年度	〇〇年度
------------------	------

### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
			計
			0

#### 【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

# 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

## 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日卒業(〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

## 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

## 3. 単位

### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験				
うち物理学実験にかかる科目				
うち化学実験にかかる科目				
うち生物学実験にかかる科目				
うち地学実験にかかる科目				
		例④ 令和5年省令による改正前科目区分における理科の実験科目を一部(例:「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」)修得した場合		
	○	〇〇〇〇〇〇	〇	注)「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号)附則第2条第5項(又は第3条第5項)により、同令による改正前の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」の単位を「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位に読み替えている。
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記複数の事項を合わせた内容に係る科目				
			小計	0
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	〇〇〇〇〇〇	〇	注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
			小計	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目				
・道徳の理論及び指導法				
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	2
教育実践に関する科目				
・教育実習				
事前及び事後の指導				
教育実習				
学校体験活動				
・教職実践演習				
			小計	0
大学が独自に設定する科目				
		〇〇〇〇〇〇	〇	注)指定大学が加える科目
			小計	0
			計	2

・上記の全ての単位を修得した年度	〇〇年度
------------------	------

### (2) 教育職員免許法施行規則第6条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
		計	0

### 【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。